



新型コロナウイルス感染症対策 関連情報

郡山市総合地方卸売市場内における新型コロナウイルス感染防止対策の実施期間を延長します



ターゲット 3.3

令和2年5月7日

郡山市農林部

総合地方卸売市場管理事務所

担当：矢吹 良樹

TEL：961-1140

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

卸売市場法に定める生鮮食料品等の生産及び流通の円滑化を図り、安全・安心な生鮮食料品等を安定供給するという市場機能の維持、場内事業者や市場関連事業者の皆様の感染防止を図るため、4月16日(木)から実施していた対策について、実施期間を延長します。

1 取引方法の変更及び入場制限等の実施期間

5月6日(水)までの実施期間を5月31日(日)までとします。

ただし、感染の状況によっては期間を短縮もしくは延長することとし、実施内容についても状況に応じて変更する場合があります。

2 実施内容

別紙のとおり



ウェブサイトはこちらから

https://www.city.koriyama.lg.jp/sangyo_business/nogyo_ringyo/5/23669.html

郡山市総合地方卸売市場内における新型コロナウイルス感染症に対する
場内事業者・市場関連事業者の皆様の感染防止及び市場機能維持のため
の取引方法の変更及び入場制限等について

1 取引方法の変更について

せり売りについて、多数の人が集まることで、飛沫感染等を防止し、濃厚接触を回避するため、青果部、水産物部及び花き部の取引実情等に応じて、以下のとおりとする。

(1) 青果部及び花き部における取引

せり売りを実施する場合は、農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等に基づき以下の対策を講じたいえ実施する。

- ・せり売り参加者は、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等で口を覆う）を着用すること
- ・せり売り参加者は、2mを目安として適切な距離を保って取引を行うこと

(2) 水産物部における取引

郡山市総合地方卸売市場条例第34条第2項第1号に基づき、せり売りを一時中止し全品目について相対取引に変更する。

- なお、変更にあたり公正かつ適正な取引の確保ため以下の点に留意すること
- ・買受人等に対して不当に差別的な取扱いをしないこと
 - ・適正な取引価格を維持すること
 - ・小口取引業者にも商品が購入できるようにすること

(3) 実施期間等

実施期間は当面4月20日（月）から5月31日（日）までとする。

ただし、感染の状況によっては期間を短縮もしくは延長することとし、実施内容についても状況に応じて変更する場合がある。

2 入場制限について

市場内での働く方の罹患回避及び市場機能の維持を図るため、郡山市総合地方卸売市場条例第79条第3項の規定に基づき、以下のとおり建物内への入場を制限する。

(1) 対象者

市場取引関係者及び開設者等を除く者

(2) 対象施設

市場内の建物(水産棟、青果棟、花き棟、管理・関連店舗棟、バナナ棟)

(3) 実施期間等

実施期間は当面4月22日（水）から5月31日（日）までとする。

ただし、感染の状況によっては期間を短縮もしくは延長することとし、実施内容についても状況に応じて変更する場合がある。

3 市場機能の維持について

(1) 施設使用料の納付猶予

生鮮食料品を安定的に供給するという市場機能維持のため、郡山市総合地方卸売市場条例施行規則第 54 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり使用料の納付を猶予

① 対象使用料

施設使用料

② 対象事業者

一時的に使用料の支払いが困難な卸売業者、仲卸業者及び関連事業者

③ 支払いの猶予の内容

原則として、最大 6 ヶ月支払いを猶予

(2) 建物外における一般市民等を対象とした販売の許可

入場業者の経営の安定及び場内事業者及び市場関係者の新型コロナウイルス感染症への罹患回避のため、郡山市総合地方卸売市場条例第 66 条第 1 項等の規定に基づき、市長が指定する場所における一般市民等を対象とした生鮮食料品や弁当・惣菜、日用雑貨等の販売を許可

① 対象事業者

関連事業者

② 使用許可の場所

使用を許可する場所については、その実施内容等に基づき、事業者と協議の上、市長が指定する。(例 東邦銀行脇空きスペース等)

③ 施設使用料

70 円/m²。ただし、郡山市総合地方卸売市場条例第 73 条第 2 号の規定により、全額免除

④ 市場食堂について

市場食堂については、場内事業者及びその従業員の方々等の新型コロナウイルス感染症への罹患を回避し、その安全と健康を維持するため、当分の間は市場関係者以外の利用は御遠慮いただくこととする。

郡山市総合地方卸売市場条例【抜粋】

(売買取引の方法)

第 34 条

2 卸売業者は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる生鮮食料品等（同項第 2 号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者と仲卸業者又は買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合

(6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の販売開始時刻前に卸売をする場合

(7) 第 43 条第 1 項ただし書の規定により、買受人等以外の者に対して卸売をする場合

郡山市総合地方卸売市場条例【抜粋】

(市場秩序の保持等)

第 79 条 市場へ入場する者（以下「入場者」という。）は、市場において秩序を乱し、又は公共の利害を害する行為をしてはならない。

2 入場者は、自己の商品、容器その他の物件を整理し、市場施設の清潔の保持に努めなければならない。3 前 2 項の規定に関し、市長は必要があると認めるときは、入場者に対し、入場の制限等適切な措置をとることができる。

郡山市総合地方卸売市場条例施行規則【抜粋】

(使用料の納付期限)

第 54 条 使用料の納付期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市場使用料は、その月分を翌月の 20 日

(2) 施設使用料は、その月分を当月の 20 日

(3) 条例第 72 条第 3 項の規定により使用者が負担すべき費用は、その月分を翌月の 20 日

2 市長は、特別の理由がある場合においては、前項の納付期限を変更することができる。

郡山市総合地方卸売市場条例【抜粋】

(施設の使用指定等)

第 66 条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の土地、建物及びその他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第 68 条の 2 第 1 項ただし書の規定により、市場施設に建物又は工作物（以下「建物等」という。）を建築するための許可（以下「市場施設への建築許可」という。）をすることができる。

農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」2020.3.13【抜粋】

「卸売市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には 2 m を目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底」